

平成29年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

平成29年3月17日(金)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第5号

平成29年3月17日(金曜日) 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算

日程第 3	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 1 1	請願第 1 号	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
日程第 1 2	議員派遣の件	
日程第 1 3	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 2 0 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 1 1	請願第 1 号	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

願

日程第 1 2 議員派遣の件

日程第 1 3 閉会中の所管事務調査

追加日程第 1 議発第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書案（案）

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、6 番赤間 滋議員及び 7 番和賀直義議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 20 号 平成 29 年度大郷町一般会計予算

日程第 3 議案第 21 号 平成 29 年度大郷町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 22 号 平成 29 年度大郷町介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 23 号 平成 29 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 24 号 平成 29 年度大郷町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 25 号 平成 29 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 26 号 平成 29 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算

日程第 9 議案第 27 号 平成 29 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

日程第 10 議案第 28 号 平成 29 年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第 20 号 平成 29 年度大郷町一般会計予算、
日程第 3、議案第 21 号 平成 29 年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第 4、議案第 22 号 平成 29 年度大郷町介護保険特別会計予算、日
程第 5、議案第 23 号 平成 29 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、
日程第 6、議案第 24 号 平成 29 年度大郷町下水道事特別会計予算、日

程第7、議案第25号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第8、議案第26号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第9、議案第27号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第10、議案第28号 平成29年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

ここで予算審査特別委員会に付託されました議案第20号から議案第28号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長石川壽和議員。

予算審査特別委員長（石川壽和君） 報告いたします。

平成29年3月17日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

予算審査特別委員会

委員長 石川壽和

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果の順に読み上げて報告とさせていただきます。

議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第21号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第22号 平成29年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第23号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第24号 平成29年度大郷町下水道事特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第25号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第26号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第27号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第28号 平成29年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

次のページをごらんいただきます。

意見

○一般会計予算

1. 住民バス車両をボディカラー等で統一化し、町のピーアールに努められたい。
2. 納税貯蓄組合の育成強化を図られたい。
3. 早期発見、早期治療のための各種検診受診率向上を図られたい。
4. 健康増進を啓蒙し、医療費抑制に努められたい。
5. ごみ処理量の削減のため、ごみ分別の指導を図られたい。
6. 依然として進まない開発センター等の有効活用を早急に図るべきである。
7. 未来づくり事業貸付金の早期回収を図られたい。
8. 防災体制の一層の充実を図られたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

1. 認知症対策を早急に図られたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○下水道事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○農業集落排水事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○戸別合併処理浄化槽特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○宅地分譲事業特別会計

1. 宅地分譲の早期販売実現に向け、広報戦略に努められたい。

○水道事業会計

なし

以上、報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算について討論に入り

ます。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 平成29年度、町長の施政方針で平成29年度一般会計予算編成に関しての説明の中で「議員、町民、監査委員からの要望、指摘に配慮し、問題解決に向け予算編成をし、昨年同様財源不足が生じる状況の中で、基金繰り入れによる財源調整をしながら、未来をつくるまちづくりを推進していく」と言っていました。

しかし、現在報道関係で落札率が高いことについて問題視されている東京都の豊洲市場建設事業や、宮城県亘理町談合事件など公共事業入札の落札率に関心が集まっている中、本町の公共事業落札率は、平成23年から平成28年度現在までの平均落札率が95.7%となっているなど、平均すると常に県内上位3番目の位置にあり、宮城県平均93%よりかなり高く、平成29年度事業予定の予算の中にも落札率99%の事業があるという執行部の説明もあり、そのほかにも前回、平成24年スクールバス委託事業は競争入札で決定しているが、今回、平成29年度から5年間の小中学校スクールバスの委託先は、本町スクールバス運行中に横転事故を起こした会社や、本町住民バス指定管理会社として運行している中、法違反を繰り返している会社など、どちらの会社も問題のあるバス会社で、今回なぜか本町では公共入札ではなく、全国でも北海道と埼玉県三芳町の2カ所でしか行っていないような例外中の例外の競争見積もり随意方式をとり、議会に対して事前説明をしなくてもよいような方法で、通常では考えられない問題のある同じバス会社と随意契約を決定したことなどから、他の事業予算に対しても疑念や不信感を持たざるを得ない。

よって、平成29年度一般会計予算案についての反対討論といたします。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。4番石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

予算審査特別委員会、7日から15日までの6日間、各課より詳細な説明を受け、委員各位より貴重な御意見をいただき、慎重審議を重ねた結果、先ほど予算審査特別委員会の委員長として意見を付して可決すべきものと報告させていただきました。個人的にも、この委員会報告を支持し、賛成の討論とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算の一部の原案に対する反対討論を行います。

高崎団地の条件つき寄附行為による財産取得にて、敷地測量設計業務費3,900万円、造成工事費4億4,800万円を費やして、ただほど高くつくものはないという事例か。

また、放射光施設の誘致運動に1,500万円を計上し費やしたが、誘致ができるのか、これまでも納得できない事業がある。

希望ヶ丘線の新道建設が児童7、8名の安全な通学路として何億円も必要であるとしているが、他の安全の手段を講じるべきである。

企業誘致に対しても、緊急に用地が必要であるとの説明であるが、相手もない。事業費は6,000坪で6億円の、坪10万円の説明があったが、塩漬けになると考えられる。川内流通団地の企業進出は、これまで県のリサイクル事業助成金による効果があつてのことと考える。

児童館建設本体工事2億7,000万円、ほかに外構舗装工事や旧幼稚園の解体工事と高額となっている。

今後の取り組みについて、この間の説明の中で、公共施設等総合管理計画の更新費用、公共施設建物、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設が年平均で13.9億円、10年間で185.8億円、40年間で554.3億円との説明がなされた。

町長の施政方針で、町の将来を考えた事業推進するためには財源不足であり、昨年度同様基金繰り入れによる財源調整を行っているとしているが、財源がなければ行政改革をすべきである。

小学生の議会傍聴を行っているが、狙いはどこにあるのか。事業の執行と議会の役割を勉強してほしいとの考えなのか。これまでの事業、今後の事業計画を考えると、子供たちにも理解してもらえないと考える。

執行者と議会との協議のほかに、町民にも説明し理解を得る必要があると考える。

税金の執行はしっかりとした事業計画を踏まえた取り組みをすべきことから、平成29年度大郷町一般会計一部予算に対しての反対討論とします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。3番佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 3 番、佐藤千加雄でございます。

ただいま議題となっております議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算につきまして、原案に賛成の立場から討論を行います。

まず、地方公共団体の予算、その中でも当初予算は町民に直結した住民サービス実現のためのものであります。また、その対応は町民に向けての町のメッセージであり、どのような分野に重点を置いて事業を進めようとしているのかをあらわすものであるとも言えると思います。

このような観点から平成29年度の予算を見ますと、まず歳入面では平成27年度各種会計決算について議会として指摘した税、使用料等の滞納整理に向けて、債権管理条例の制定による取り組み強化の姿勢が見られること。また、ふるさと納税の取り組みにより寄附金の歳入増が見込まれるものであること。

歳出面では、予算的には少額ではあるが、厳しい財政状況の中、子育て支援への配慮、また安心・安全に直結する橋梁の修繕等、必要性の高い事業を優先的に、かつ計画的に行おうとする姿勢が見られること。また、各種事業個々については、なお事業内容を精査し、より実効性の高い施策とすべき部分も確認できるが、おおむね町長の施政方針にある総合計画の基本理念の実現に向けた戦略的な予算であると認められると判断できること。

さらには、町の将来に向けての収入財源の確保と町民の生活の利便性に考慮した予算であることと理解できることから、賢明な予算として評価いたします。

一方、予算特別委員会においては、附帯意見などがあるわけですが、このような意見を真摯に受けとめ、新年度の予算執行に生かしていただきたいと考えます。

また、予算編成については、赤間町長を先頭に執行部全員が終結し、鋭意努力してつくり上げた姿が伺われ、敬意を表する次第であります。この予算が執行され、町民皆が大郷町に住んでよかったと実感できる都市になることを願い、私の賛成討論といたします。どうか議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議案第20号 平成29年度一般会計予算に対する反対の討論を行います。

今回の予算の内容を見ますと、全てが問題ではないと考えます。特に

新児童館の建設に伴う放課後児童クラブの充実、あるいはすこやか子育て医療費の継続的な助成事業、学校給食費の助成事業、さらにことし特に力を入れた各種検診の、平成29年度ですね、受診率向上の一助としての自己負担の軽減、あるいは障害のある児童の自立支援のための粕川社会教育センターの貸し付け、活用、さらにはこれまで指摘したもの、文化会館の外壁等の改修工事、あるいは農業振興の総合補助金事業、割増商品券、あるいは小学校の支援事業や郷郷ランドの充実、結構評価されるものもあるのですが、しかし大きなところで私は指摘せざるを得ないということをあえて提案しながら反対させていただきたいと思います。

この施政方針の中で町長は、残念ながら財源不足が生じる状況であり、これを解決するために昨年同様、基金繰り入れによる財源確保を行うもので、町民に御理解をとということを訴えております。しからば、その協力の中で、予算を組む場合にどの程度の協力の姿勢を示したかということ、それが言葉ではお願いすると言いながら、やっていることについてはなかなか見えない部分もあるということで、次の数点を提案しながら、討論の骨格としながら論じさせていただきたいと思います。

一つは、入札の関係で今もありましたが、入札のあり方について、一般競争入札では入札公告の段階で既に競争性が確保されていれば、結果として1社だけの入札でも法的には問題ないと、これは副町長が答弁されておりますが、そのことについては理解するものであります。いろいろ文献を見ても、そのような判断がなされております。しかし、これは全国の基本とする考え方であって、本町のように土木事業者が2桁に満たない、6、7社に満たないほど事業者数が少ない場合、工事価格が、先日2,000万円までは町内業者ということで限定するという話にも聞き取れたのですが、そういうことになればなるほど、実質指名入札と同等に近い対応になるのではないかと疑問視せざるを得ないと考えるわけなのです。

一方、指名競争入札の場合は、結果的にもし1社しか参加しなかった場合には、町が、執行側が出す指名基準に問題があり、発注者が恣意的に会社を選んでいるものだとということで、競争性は十分に確保されていないということで、もう一度その場合には指名競争するなりやり直しですね。あるいは、一般競争入札に切りかえてやるというのが専門筋の見解でありまして、私もそのように考えるわけでありまして。

平成29年度の当初予算執行に当たっては、国の法により、公募するこ

とが既に入札競争に参加することになるので問題ないとの見解はわかるのですが、しかし本町の実態をよく考慮されているのかどうか。さっき言った、10社に満たない本町の業者の場合。そういう点では、結果的に厳しいと言われている財源確保、そういうところからのみそぎがなくてはなかなか、何社しかない中で、例えばその辺の話し合いはあえて十二分に連絡が、横のつながりがとられる可能性もあるということで、そういう点でその辺の今後の解決、いろいろな方法をお願いすることを提案しながら反対するものであります。

二つ目は、今回の税金の収入を見ますと、個人税はふえておりますが、法人税が減少すると。いわゆる企業減税によって本町の町民税の歳入減対策を求めても、担当課からの明確な対案、提案もなく、委員会に町長が不在なため、町長から確認しながら聞くところだったわけですが、そういうことで確認もできず、今後本町における企業誘致が果たしてどれほど財源を潤すことになるのか、不安を抱かざるを得なくなったというのが、今回の審査の中での印象でございます。

それから3つ目、確定申告者の申告状況の確認作業について、何か聞きなれない、私タイムラグということを言われたのですが、いわゆる北税務署とこちらからの問い合わせの中で若干ずれが生じるということがあったようですが、今回もタイムラグということを理由に、その解決を図る姿勢が全然審査の中では見えなくて、平成29年度も申告済みの方々に対して、また役場のほうから申告されていませんと、あるいはそれに類するような問題が投げかけられるのではないかという不安が払拭されない今回の審査でありました。

それから、4つ目、開発センターの有効活用についてですが、大分これも広く議論が深まりましたが、平成28年度は結果的にはいろいろな努力したと言いながらも、何の進展もないどころか、本町の町おこしの柱の一つとして進めていたモロヘイヤを活用しての麺類の開発、この取り組みが加工施設の老朽化を口実に中止されてしまったということで、どの程度の意欲だかわかりませんが、これまで携わっていたの方々からは、とても町からの支援が寂しく、最終的には町が売り言葉にしているモロヘイヤの活用がかなり低下したということも嘆かれています。町では、開発センター活用への取り組みについて一定の目標を達成したなどと説明しておられますが、具体的な取り組みは何の進展もなく、さらには平成29年度の予算の中でも目新しい、町が幾ら委託していても、町としての独自の改革に関する予算が、支援策が示さ

れなかったというのが率直な印象でございます。

それから5番目、低米価が続く中で、米づくりに対する展望が遠のき、後継者不足が深刻化しております。その受け皿として農地中間管理機構の集積事業として町が積極的に取り組んでいることについては、ある面で時世の流れということで評価しなければなりません。この集積事業に参加されることによりまして、稲作労働から解放されて生じる労働力、どのようにそれを生かしていくか、その道筋が示されないというのが今回の予算でございます。基幹産業を農業と常日ごろから口酸っぱく訴えている本町において、本町の恵まれた自然環境を生かして、大胆な農業振興計画、50万円、30万円、金額云々ではなく中長期にわたった、大郷町はこういうものでやっていこうと、以前はハウレンソウなども中心に、あるいはその前は葉たばこなり、リンゴなり、あるいは牛乳、牛肉なり、肉牛生産ですか。そういう基幹産業を起こしてのかなりの力入れがあったわけですが、今はほとんどその受け皿としての労力をどう思っているかという提案がないのが、今回の予算であります。

今回だけではありませんが、特にことは町長選挙でもあり、その辺の政策をもっともっと町民に示す大きなことしのチャンスではないかと思うことを願い、そういう点で今回の予算にはそれが反映されていないと。このまま続けば、人口減少は今後加速度的に進むのではないかと懸念するわけでございます。そういう点で、基幹産業を町おこしの起爆剤にしての定住化構想を何としても急いでほしいということ強く願うわけでございます。

それから、教育関係において特に私はフラップ大郷21の使用についていろいろ確認しました。その後、審査が終わってから担当課にも確認したところ、町では決して閉鎖的な使い方をしていないのではないと。いつでも連絡いただければ対応するというところでございましたが、それにつけてもなぜあなた予算審査委員会でそのことまで言わなかったのかということと先日電話で申し上げましたが、それにつけてもやはりその中心になっている方々が、このフラップ大郷21は国体のためにつくったもので、現に大郷町では体育施設、運動施設については、そんなにフラップ大郷21が使われなくとも不自由してはいないというような見解がどうしても上にあれば、やはり町民が使うのに抵抗が出てくるのではないかとという考えを抱くわけでございます。

私、フラップ大郷21を建設するときから議員を務めさせてもらってお

りますが、もちろんハンドボールの会場もありましたが、大きな意味での前町長の建設目的は、もっとも町民のため、町民が国体を契機に、町外の恵まれたスポーツ施設に引けをとらないような広い会場で伸び伸びとスポーツを楽しみ、健康で暮らせることを目的に建設された面もありました。財源の確保も大切ではありますが、それ以上に考えなければならないことは、住民の健康であったり、健康な体づくりに活用するためにフルに活用することこそ大事だと私は考え、もっとも慎重な姿勢を示すべきではないかと考えるものであります。

それから、7つ目に町道山中・希望の丘線の測量設計業務に関して、町内全域における通学子供らの安全確保に対する町の調査取り組みについて、私これまで一般質問での回答と、今回の予算審査特別委員会での答弁が大きく異なっているのに気づかされました。

一般質問の答弁では、必要箇所はなかった旨の答弁でありましたが、予算審査委員会では私の質問に対して、事細やかな調査はまだしていないという話でございました。私、時に思うのは、いまだに中村の通学路の神明社から石垣議員のところに向かう道路とか、下町とか、上町とか、あるいは長崎、中粕川、あらゆるところにまだまだ危険箇所を秘めていると。そういう点で、そういうところの安全確保も、この橋の安全確保以上に、それと同等以上に速やかに対応すべきと思うのですが、どうも橋だけが町道山中・希望の丘線だけが先行するという点で、そういう点では私は住民の声やまちづくり構想を、それから町長は長崎、中村行政区を本町の市街化形成構想計画にするんだということもお話がありましたが、平成29年度事業ではこのことについては何も触れていないというのが、私の見た範囲の実感でございます。

これらのことから判断しても、山中希望の丘線の町道整備については、もっと住民の声やまちづくり構想を町民に示して、その合意形成のもとに進めるべきであり、今の時点では町道整備の必要性については急ぎ過ぎるということを強く指摘するものであります。

よって、これらのことから議案第20号 平成29年度の大郷町一般会計に反対するものであります。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ42億3,520万円で、前年対比6億4,340万円の減額であり、率にして13.2%の減額となっておりますが、今後ますます進む本町の少子高齢化、人口の減少対策などを講じながら、町民皆様のより豊かな生活への要望に応えていかなければなりません。

そのためには、今後とも行財政改革を進めながら、町民サービスを低下させることのないよう、あらゆる知恵を集中する必要があります。そのことが反映された予算と思われるものであります。

また、予算審査特別委員会の審査において、多くの課題が見えてきたことも事実であります。しかし、指摘された課題については真摯に受けとめ、さらなる精査を加え見直しも行っていきたいとの姿勢が私には見えませんでしたので、そのことなどを十分に尊重させていただき、平成29年度大郷町一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町一般会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議案第21号 大郷町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

本町の平成27年度、おとしです、平成27年度における国保基金保有高は2億9,345万円、1人当たりには換算しますと13万6,669円となりまして、県内の自治体でも上から3番目とかなり高い保有高を示して

おります。ところが、平成28年度末でそれが減るどころか、さらに増加し、基金保有高が2億9,351万円で、これは審査委員会の当日はこの数字ではなかったのですが、その後いろいろ訂正がありまして、最終的に基金保有高が2億9,351万円あるよということで、それを受けてあえてこの数字を出すわけですが、この数字、万が一に備え必要とされている基金保有高は1億1,306万円、これは町が示している金額ですが、2億9,351万円はその目標値の259.6%の基金に該当するわけでございます。平成29年度の保険税額は1億8,149万円であり、目標とする1億1,306万円を残しても、1年以上の国保税を加入者から徴収しなくても済む額になります。

それだけでなく生活が厳しさを増している中で、財源に見合った保険税軽減をこれまでも要求してきましたが、平成29年度はその要求が実現された予算内容になっておりません。よって、何とか平成29年度中に保険税の軽減をお願いしながら、今回第21号の予算に反対するものでございます。

よろしく御理解の上、お願い申し上げます。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 議案第21号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計につきまして、賛成の立場で討論いたします。

全国民に医療費保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として、国民医療を根底で支えてきた国民健康保険制度も、近年の老人医療費の高騰や低所得者の増大などにより財政基盤が圧迫されるなど非常に厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、本町の国民健康保険特別会計、平成29年度予算の歳入では10億168万8,000円となり、前年度と比較して992万1,000円の減額を見込んでおります。保険料の納付環境の整備や保険料収納率を向上される努力が認められることを評価し、平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算の賛成討論いたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第21号について採決いたします。この採決は起立により

行います。

平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第22号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第24号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町下水道事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第25号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第26号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第28号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成29年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時26分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
議長（石川良彦君） 日程第11、請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活
をもとめる請願を議題といたします。

ここで、総務産業常任委員会に付託されました請願第1号について委員
長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議
員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） 報告します。

平成29年3月17日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会
委員長 高橋重信

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 請願第1号

付託年月日 平成29年3月3日

件名 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

審査の結果 不採択すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） この農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願であ
ります。本町は小さい農家が集まって、細々とやっている農家が多い
町でありまして、その戸別所得補償制度はその農家を救済する制度と
いうことで今まで頑張ってきたところでございますけれども、その復
活をさせるのに、どういう弊害があつて不採択になったんだか、詳しく
経過を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょうど請願に対して、要は不採択すべき意見が3名、
この請願を取り上げるべきが2名で、それで不採択となりました。

内容に関しては、一応……。

議長（石川良彦君） どのような意見、どのような内容の審議、審査をしたか
ということを知りたいです。

8番（高橋重信君） ちょうど私のそのときの頭の中には、これは何としても

救済しなくてはいけないということ、それ1点にはあったものですから、ちょっと、それでその反対、不採択すべき意見がちょっと集約というか、記帳もちょっとなかった、頭のほうに入っていないものですから、そのとき、じゃあ、いいのかな、振って。まあ、ちょっと副委員長、その内容をひとつ報告してください。

議長（石川良彦君） 委員会ですらに不採択とされた理由を聞かれています。はい、高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょうどですね、今、要は集団あるいは法人化ですか、それがどんどん進んできてですね、今後まあ、戸別補償制度はなくてもいいのではないかと、そういう方向にね、時代が転換していくからという意見……。じゃあ、千加雄議員、そのときの意見。議長、じゃあ、ちょっと時間いただきたいのですが、休憩して、ちょっと取りまとめを行いますので、報告できるようにいたしますので。

議長（石川良彦君） 委員会ですらに審査した内容についてなんです、答弁できないですか。

それでは、委員会の中で審査された内容について委員長が答弁できないということなので、わかる方というか、余り例のないことだと思うのですが、副委員長のほうからまとめて、どのような内容で進行、不採択となったかという経緯について、補足答弁願いたいと思います。

3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 採択に対していろいろと意見が割れまして、先ほど出たような話も出ました。しかしながら、ある委員のほうからは、現在もうこの補償制度ではなく、新しい国の政策が始まりまして、足腰の強い農業政策に向けて取り組んでいるというようなお話がありました。実は私もそういう形で農協、例えば農業委員会でもそのような見解だと私は理解をしておりますので、そういう部分の、そちらのほうは私は今間もなく新しい事業に展開する時点で、今出すよりは、今進められている施策に対してきちんと対応していくというのが現実的なのかなど。

小さい農家の方いっぱいいますけれども、実際これからそういうきちんと法人化された農家なり、企業なり、新しく始めて、若い人たちもいっぱいいます。そういう人たちにそういう部分で力強くやっていったほうがいいということから、多分そのような考えがなったんだと思います。

その中で、さっき出たような、皆さんに配ったほうがいいのかというお話

も出ました。でも、その中でやはりきちんと今の進んでいる施策に対していったほうが良いという意見のほうが多かったように感じられました。以上です。

議長（石川良彦君） 石川議員、大丈夫ですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

本請願の委員長報告は不採択すべきものとの報告であります。

初めに、本請願に対する賛成討論の発言を許します。（「本請願に対してですね」の声あり）はい。委員長報告は不採択であります。まず初めに、その不採択の反対からやるので、ということで、本請願、原案に対する賛成討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私が賛成討論するというのもななのですが、請願者でありまして、もう一度この趣旨を御理解願いたいということで、もう既に何回も皆さん方目を通してもらっていると思います。私も総務産業委員会に、所管事務の委員の1人として採決に入ったわけですが、その際に今副委員長からも出されました反対の意見というのは、いわゆる請願採択に反対の意見というのは、既に農家がもう米づくりについて次なるステップに入っていると。大型化なり、あるいは農協の餌米、あるいはいろいろ法人化、集落営農、そういう形で進んでいるので、この金は別な面で有効に使ったらいいのではないかという話がありました。

しかし、今回の提案は、法人化始まった方々、あるいは集落営農始まって、まだ間がないということで、いかにその方々が育っていくまでに、今のこの所得補償制度が大事かということも触れているわけでございます。特に今回のこの所得補償制度が切られることによって、小さい農家も大変なのですが、30町歩、50町歩という大きな面積を抱えて、小さな農家の方々の面積を請け負ってやっている方々、この方々への金額、多額の金額がストップされるということは、ある面ではその法人化されて、あるいは集落化して頑張っている方々の土台を潰すことが、イコール、地域の農業を崩壊させてしまうということにもつながるわけで、何としても今提案されているこの内容は、そういう大きい方々への救いにもなるという趣旨でございますので、決して国の政策に真っ向からぶつかるというだけではなく、今それを立ち上げようとする方々への支援にもなるということが含まれている内容でござ

います。どうかその辺を御理解の中で、この請願に賛同いただきますよう心からお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。5番 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 請願に反対の立場から討論させていただきます。

私も農家でありまして、この請願の中身につきましては、納得できるところもあります。しかしながら、現在国のほうでは収入保険制度の準備を進めております。現在の共済制度以上の補償内容になるものと期待をしているところでございます。

また、飼料米の増産にも力を入れまして、シフトがえということで始まっております。多収穫品種の開発、技術の普及等も大分進んでまいりました。

戸別所得補償制度の財源につきましても制度を改めまして、畑、草地を含めて農地を維持することに対する多面的機能支払いの創設、また水田の有効活用の充実、農地集積の拡充などとして実施されておりましたが、これまでよりはちょっとその恩恵にかかわる人は少なくなっておりますが、その制度財源そのものについては活用されていると。これからもそのようになると思っております。あらゆる情報の収集を進め、国の政策の先取りをし、足腰の強い農業の確立を推し進めるべきであると、そのように思っております。安易に本請願を採択すべきではないと思います。よって、不採択にすべきであると思ひまして、私の討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本請願に対する賛成討論の発言を許します。11番 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 私は、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願に賛成する立場で討論いたします。

農業所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてまいりました。平成26年からは経営所得安定対策に切りかわり、本当に猫の目農政の限りでございまして。この制度も平成30年産米から廃止されようとしております。

本町の基幹産業であります稲作農業であります。その経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食料と地域経済、そして本町農業を守っていきましょう。

以上、賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本請願に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を採決いたします。この採決は起立により行います。

本請願の委員長報告は不採択とすべきものとの報告であります。よって、この際原案についてお諮りいたします。

まず、請願第1号は原案どおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。よって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第12 議員派遣の件

議長（石川良彦君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第13 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第13、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
（「議長」の声あり）12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほどの採択について、今議会中に意見を提出してほしいと思いますが、お諮り願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 動議としてですが、賛成の方。（「賛成」の声あり）
それでは、ここで請願第1号について、ただいま動議を出されました。ここで暫時休憩といたしまして、議会運営委員会をしていただき、今定例会に追加日程とするべきか否かをまずもってお諮り願いたいと思いますので、暫時休憩といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時58分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書（案）の提出がありましたので、議会運営委員会において追加日程とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議発第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書（案）

議長（石川良彦君） 追加日程第1、議発第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書（案）
米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれではつくり続けられないという状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけではなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、主要農産物、米、麦、大豆などの生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用、全国平均ですが、この費用と販売価格との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは、経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、今こそ欧米では当たり前となつている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

宮城県黒川郡大郷町議会

政府関係機関 殿

以上の内容でこの意見書を、今朗読しました方面に何としても提出いたしましたしまして、この農民の、大郷町民の思いを伝えたいと思います。

逆になりましたが、議発第1号は平成29年3月17日付ということで石川議長宛てに今の提出意見を、賛成者、大郷町議会議員石川秀雄、大郷町議会議員高橋壽一、大郷町議会議員大友三男、大郷町議会議員石垣正博、大郷町議会議員赤間 滋、以上の連名で、千葉勇治が提出者として提案するものであります。

どうか農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書、上記の議案を地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により、どうか提出していただきますよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。5番若生 寛議員。

5番（若生 寛君） この意見書に反対の立場から討論いたします。

ただいまこの意見書が出されました。この中で、経営危機に陥りかねませんという、いかにも予測的な内容については、ちょっと納得できません。

また、10アール当たり7,500円引き下げられ、稲作農家の離農が加速

したとありますが、これはこの経営所得安定対策が安くなったからというだけではなく、高齢化の弊害もあるわけでございます。そういうところにも目を向けなくてはならないと。そのようなことが全然ございませんので、この意見書に対しては、内容がなっておりません。

そういう立場で、先ほど私が述べましたとおり、足腰の強い農業を目指し、農家みずからが努力をしながら、これからの大郷町の農業を支えていく、これが本当の姿と思います。よって、私はこの意見書に反対いたします。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議発第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書（案）を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月2日開会以来本日までの16日間にわたり、平成29年度各種会計当初予算を初め、多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日、その全議案を議了し無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことに御同慶にたえません。

また、執行者である町長を初め副町長、教育長、課長各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力くださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望に配慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますようお願いするものであります。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛いただき、町政推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成29年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午 後 3 時 0 7 分 閉 会